

労災保険給付等受任者払いの取扱変更についてのお知らせ

京都労働局労働基準部 労災補償課
管下各労働基準監督署

日頃から、労災保険の円滑な運営にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、「労災保険給付等受任者払い」の取扱いについて、令和5年4月1日より下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。

記

1. 受任者払いの承認制度について廃止します。
2. 今後の労災保険給付等受任者払いについては、被災労働者（請求人）の労災保険給付事案ごとの申請・審査となることにご留意のうえ、「受任者払申出書（兼委任状）」を請求書ごとに一枚添えて申請をお願いします。

※ご不明な点がございましたら、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。